

平成 21 年 6 月 18 日

株主各位

ソニーフィナンシャルホールディングス株式会社

代表取締役社長 徳中 暉久

「第 5 回定時株主総会招集ご通知」(事業報告)の一部修正について

拝啓 ますますご清祥のこととお喜び申しあげます。

さて、平成 21 年 6 月 8 日付でご送付いたしました当社「第 5 回定時株主総会招集ご通知」の事業報告の記載に一部修正すべき事項が生じたので、お詫び申しあげるとともに、下記のとおり修正させていただきます。

敬具

記

「第 5 回定時株主総会招集ご通知」18 頁の「6. 会計監査人に関する事項」「(1) 会計監査人の状況」における(注) 2 の下線部分が修正箇所となります。

(修正前)

6. 会計監査人に関する事項

(1) 会計監査人の状況

氏名又は名称	当該事業年度に係る報酬等	その他
あらた監査法人 指定社員 大塚 啓一 指定社員 丸山 琢永	47百万円	当社は、会計監査人に対して、公認会計士法第 2 条第 1 項の業務以外の業務(非監査業務)である財務報告に係る内部統制の構築に関する指導・助言業務についての対価を支払っております。
	うち会計監査人としての報酬等の額 40百万円	

(注) 1. 当社と会計監査人との監査契約において、会社法に基づく監査の報酬等の額と金融商品取引法に基づく監査の報酬等の額を明確に区分していないため、上表の「うち会計監査人としての報酬等の額」にはこれらの合計額を記載しております。

2. 当社および子法人等が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額は 366 百万円であります。

(修正後)

6. 会計監査人に関する事項

(1) 会計監査人の状況

氏名又は名称	当該事業年度に係る報酬等	その他
あらた監査法人 指定社員 大塚 啓一 指定社員 丸山 琢永	47百万円	当社は、会計監査人に対して、公認会計士法第 2 条第 1 項の業務以外の業務(非監査業務)である財務報告に係る内部統制の構築に関する指導・助言業務についての対価を支払っております。
	うち会計監査人としての報酬等の額 40百万円	

(注) 1. 当社と会計監査人との監査契約において、会社法に基づく監査の報酬等の額と金融商品取引法に基づく監査の報酬等の額を明確に区分していないため、上表の「うち会計監査人としての報酬等の額」にはこれらの合計額を記載しております。

2. 当社および子法人等が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額は 326 百万円であります。

以 上